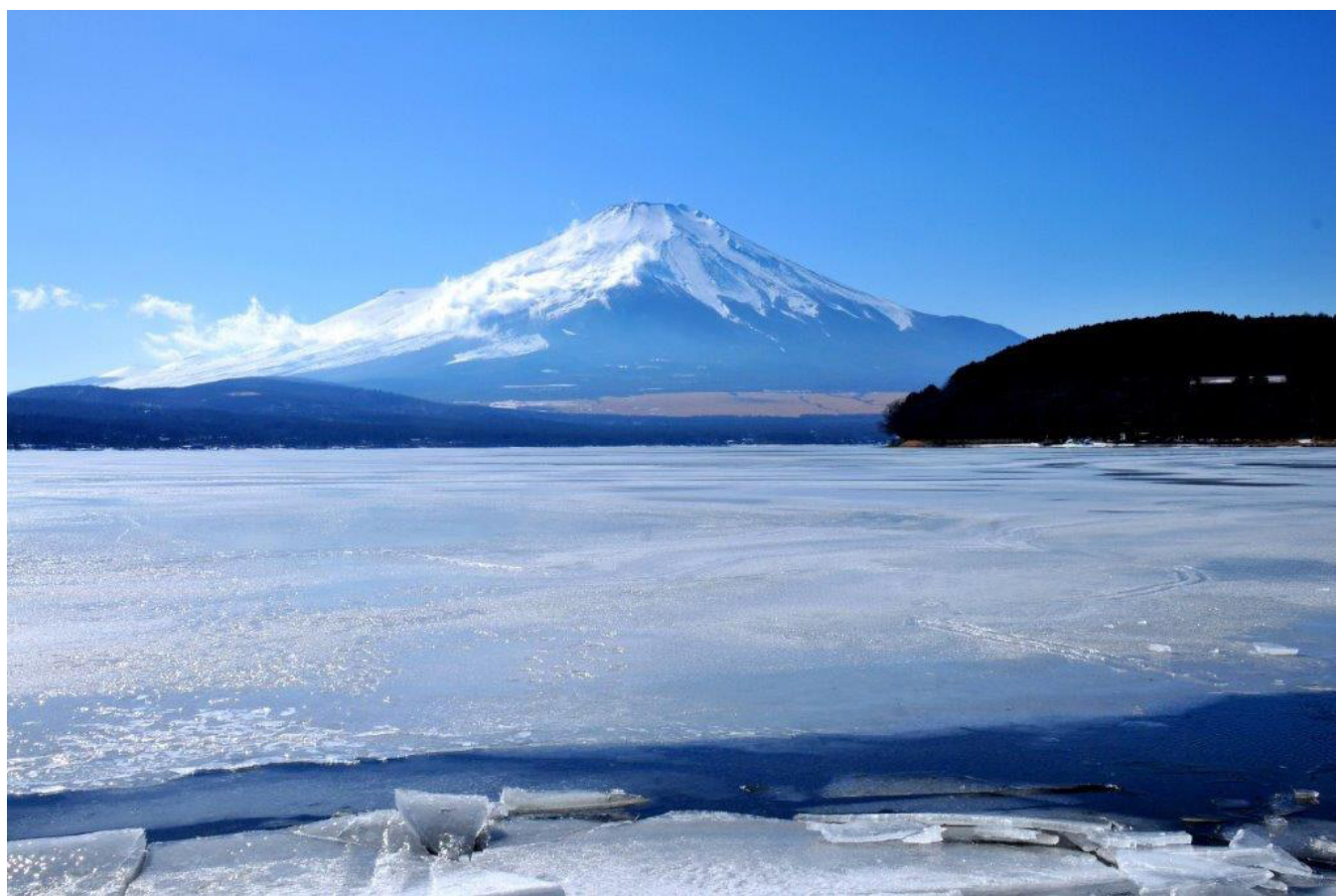


會報

第628号
2021年1月1日発行

一般社団法人
監査懇話会
編集発行人 太田 剛
<https://kansakonwakai.com>

明けましておめでとうございます



撮影場所：全面結氷の山中湖から

「厳冬の勇姿」

川村 知重

新年のご挨拶



会長 太田 剛

皆様、明けましておめでとうございます。

昨年初頭から中国武漢で始まった新型コロナウイルス感染症は、その後世界中で感染が爆発的に拡がりました。我が国では4月に政府から発出された「緊急事態宣言」が解除されたあとも、第二波、第三波と言われるように感染者数が増減を繰り返すなど、振り返ればコロナ禍に翻弄された一年でした。

当会としては、まず2月25日にメルマガジン（メルマガ）で、「新型コロナウイルス感染症拡大に対応し、2月26日から3月31日までの全ての行事を中止」とのお知らせを発信しました。

その後も感染状況は改善しないために中止期間を延長。4月7日には政府から「緊急事態宣言」がGW明けまで出されたことなどもあり、当会は引き続き5月度の各行事を全て中止しました。次いで5月18日には、緊急事態宣言が5月末まで延長されたことなどを踏まえて6月中の各集合行事を中止とすること、及び5月26日に開催予定の社員総会については、会員会友の皆様の出席を極力見合わせていただき、議決権

行使書面でご意思を示していただくようお願いする旨の連絡をしました。

緊急事態宣言は、結局5月25日を以て全面解除となり、また東京アラートの解除などもあったことから、6月8日、「7月1日より、各部会の集合行事の順次再開」のお知らせをメルマガで発信しました。そして、7月3日の慶應義塾大学渡辺靖教授の講演会を皮切りに、16日の一橋大学田中一弘教授の監査セミナーなどで、ようやく当会の活動が本格的に再開されました。

一方、各行事中止期間中も、各部会やそれぞれの運営委員会などはメールやテレビ会議方式などで行事再開後の具体的運営の方法や問題点の整理などを検討しました。生涯学習部会や同好会でもオンラインミーティングやメールを使って双方向のコミュニケーションを心掛け、ささやかながらも様々な工夫をしながら各活動を実施しました。監査部会では、特に現役監査役等である会員の皆様から、監査実務研究会や基礎講座等の再開を望まれる声が多かったため、あくまでも「三密」を避けつつ、文書方式・録画方式・ライブ方式など様々な方法で、6月より一部の活動を再開しています。

これらの活動の背景には、当会の特徴である運営委員の皆様のボランティアベースでの多大なるご努力に加え、会員会友の皆様のご理解とご協力によるものが非常に大きいものであったと思います。改めて心よりお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症で世界経済は大恐慌以来の苦境の淵にあると言われています。感染症の終息が見通せない中で、我が国経済も当分は厳しい状況が続くものと覚悟をせざるを得ません。各企業の経済活動はウイルスとの持久戦を続けながら、少しでも活性化させ、業績の向上を目指す必要があります。こうした経

済活動の中で、企業統治向上に資する監査の重要性は高まっており、監査役等に対する期待や果たすべき役割は益々大きくなっています。さらに企業を取り巻く環境としては、ESG、SDGsやサステナビリティに関する課題が重視されるようになるなど、大きく変わろうとしています。当会はこのような監査役等を取り巻く環境の変化を的確に捉え、監査役等がその職責を果たすために必要な諸課題について、引き続き研究・議論の場を提供していきたいと考えています。

また当会のもうひとつの特徴である一般部会、生涯学習部会、同好会などの各活動を通じて皆様の知的好奇心を満たし、相互のコミュニケーションの一層の醸成を目指すなどで、より多くの皆様に参加いただけるよう、各活動をサポートしていきます。

昨年11月頃から、気温の低下とともに感染者数が再び増加し、医療現場の逼迫などが伝えられています。一方で米国、英国ではいよいよワクチンの接種が始まり、我が国でも間もなく高齢者等から接種が始まるとの嬉しい情報も聞かれるようになりました。新型コロナウイルス感染症の完全な克服にはまだ相当の時間を要すると思われますが、それまではウイルスへの耐性を高めつつ、活力を維持するニューノーマル（新常態）への対応力が重要であり、当会の特徴である会員会友間相互の協力と、手作り感の強いコミュニケーションツールを使って試行錯誤を繰り返しながらも、何とか全員でこの難関を乗り越えていきたいと思っています。引き続きご理解とご協力のほどお願いいたします。

末筆となりましたが、本年の皆様のご多幸、ご健勝と益々のご発展をお祈りし、年頭のご挨拶とさせていただきます。

演 題：地球と共存する経営

講 師：三菱ケミカルホールディングス会長 小林 喜光氏

はじめに

『地球と共存する経営』は2011年に出版した本のタイトルですが、最近はずっとこの演題で話をしています。会社は何のためにあるのか。13年前に三菱ケミカルホールディングスの社長になって以来、今日までそのことを考えつつ経営に携わってきました。会社とは「法人」として人格を持った組織であり、その会社を裁くのは「株主」である。50年も前にフリードマンが唱えたこの主張が、米国を中心としたこれまでの一般的な考えでした。しかし、ほんとうにそうだろうか、という議論が長い間あり、昨年あたりからは米国でも、会社はステークホルダーズ全体のためにあるのだ、との考えに舵を切りつつあります。

ESG（環境 Environment・社会 Social・企業統治 Governance）投資や5年前に批准されたSDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）では、顧客・社員・取引先・社会、もっと言えば地球をもステークホルダーズの重要な一員であるとしています。環境問題やグローバルアジェンダ（世界的な検討課題 Global Agenda）への取り組みがなければ、そして地球が傷つけば、当然ながら企業もあり得ず、人間自体も存在できません。ステークホルダーとしての地球を考えた経営について強い思いで書いたのが冒頭の本です。

人間はこれまでの産業革命で自動車や機械等の発明などにより「手足を外部化」することで、ウェルビーイング（Well-being）の向上を実現しました。21世紀は半導体をベースにしたテクノロジーで「脳を外部化」し、その「外部化した脳」（人工知能 AI や機械学習やロボットなど）と人間がどのように折り合いをつけて共存していくかの時代です。将来、AI が記憶容量や情報処理能力で完全に人間の知恵を超えるシンギュラリティ（技術的特異点・転換点 Singularity）を迎えると言われ

ていますが、その中で、人間とはどう生きるべきかを本気で考えることが求められています。

戦争と飢饉と伝染病はすでに克服したと言われ、脳を外部化するほどの能力を持った人類が、生物なのか非生物なのかもわからないウイルスさえ制御できずにパンデミックに直面しています。これを一つのトリガーとして、これまでの歩みの方向性を加速するのか戻すのか、地球の持続可能性についてどう考えるのが今の状況です。数日前に菅総理が施政方針演説で「2050年ゼロエミッション」つまり、CO₂排出ネットゼロ、カーボンニュートラルを表明しました。今のままCO₂を排出し続ければ、地球温暖化により世界が破滅する、という時代でもあります。このような時代、企業とは、あるいは企業価値とは何か。ESG投資などでは価値そのものがタンジブル（実体・有形 tangible）なものからインタンジブル・アセット（資産など asset）に、比重が移りつつありますし、財務情報のみならず非財務的情報の重要性が増しています。このような視点で、今後の方向性、企業価値、あるいは国家価値についても考えてまいります。

1. 我々が生きている世界

今年のはじめ、まだパンデミックがここまで拡大する前の段階で、「世界終末時計」の委員会は、人類（地球）絶滅までの残り時間が1分40秒であり、戦後の最も危険な状況にあると発表しました。終末時計は人類滅亡の危険性が高まれば時間が進められ、その逆であれば時間が戻されますが、核戦争の危機や格差の問題など世界の現状を反映したものと考えられます。

菅総理になって学術会議会員の任命拒否問題がありました。「新型コロナウイルス covid-19」での対応を見てもそうですが、「サイエンスと政治」の関係を改めて注目すべきではないでしょう



か。相対性理論と量子力学は一方で原爆を生み出しましたが、他方で人類は量子力学を基礎とするテクノロジーの発展でその効用を享受してきました。その二つは「両刃の剣である」と認識することがポイントです。

2. 革命期にある現在

(1) 経済社会システムの根源的な変化
人類が「脳を外部化」した結果、「データ」が重要な価値を占めることになり、経済社会システムそのものが変化してきました。デモクラシーが変容する一方、国家資本主義～デジタル・ディクテータシップ（Digital Dictatorship）が力をもってきました。中国では権力者がデータを集めて個人の経歴や行動・嗜好までも把握することで管理社会化を進めています。西欧では民主主義に代わりポピュリズムが抬頭しフェイクニュースも増えています。また、純粋な資本主義（キャピタリズム Capitalism）はGAFAに代表される一握りのプラットフォーマーに富を独占されるデータ資本主義（データイズム Dataism）に変容してきています。

それでも、知覚はともかく人間の感覚や感性はコンピュータでは測れないと久しく考えられてきました。しかし、「量から質へ」のシンギュラリティと同じでした。イスラエルの著名な歴史学者ユヴァル・ノア・ハラリは2020年ダボス会議で「バイオ知識とコンピューテーショナルパワーとデータを掛け合わせ、アルゴリズム（処理手順 algorithm）を握ってさえいれば人間を“ハック

(hack)”できる。つまり、生物学知×演算能力×データ=人間ハック能力」、との説を展開しました。さらに、「データを握った少数の者の富の独占により多くの人々はユースレス（無用 useless）な存在に陥り、ベーシックインカムなどによる富の分配がなされなければ、世界はディストピア（ユートピアの反対 dystopia）化する」、と主張しました。人間の根源的な変化についての学説はいろいろありますが、人間が半導体の「0と1」の社会を発展させる中で、自分自身が疎外される危険がある時代に遭遇していることは間違いないでしょう。

(2) グローバル化の揺り戻しと限界

ここ4、5年、明確になってきたのが、「G グローバリズム、N ナショナリズム、D デモクラシー」の3つがすべてうまくいく国はない、というダニ・ロドリックが提唱するトリレンマ問題です。中国はD民主主義を犠牲にしてN国家主権を強化、Gグローバル化を進めていますし、米・欧では、トランプの「グレイト・アゲイン」や英国の「ブレグジット」に表れているようにN国家主権とD民主主義は守るがアンチGグローバル化の方向にある、といった具合です。日本はグローバル化とそれなりに国家主権も民主主義もキープしていますが、米中のせめぎ合いの中で今後の立ち位置をどうするのか。中国は隣国であり、安保上は米国との関係があり、ファウエイ問題に限らない経済安保上の問題です。

(3) 経済社会システムの「グレート・リセット」

一方で、古いシステムを壊し、「グレート・リセット」をして、公平な社会をつくり、人間の尊厳を見直し、新たな社会契約をつくる必要があるという議論も出てきました。

第4次産業革命は当然、必然的に進みますが、すべての人にその実をどうすれば公平に分配できるかという議論です。また、国際協力を推進し、ステークホルダーズ資本主義の中でステークホルダーへの責任を環境、社会など文字通りESGの方向性をもって共有しようという考えです。

3. 新型コロナウイルスが日本に与えたインパクト

(1) 危機感なき茹でガエル日本

日本に目を転じますと、GDPはほとんど伸びていません。30年前の1989～1990年にはすでに500兆円ありましたが、研究開発費と防衛費30兆のゲタを履いて昨年がピークで560兆円、今年は480～490兆円に留まりそうです。ノーベル賞受賞はそこそこ出ていますが、これは2、30年前のサイエンステクノロジーに対してのもので、現在の研究開発のレベルは中国には遠く及ばず韓国に追いつかれそうな状況です。にもかかわらず、人々はこのことになかなか気づきません。こうした“茹でガエル”現象を呈している「井の中の蛙、日本人」を活性化させ、「自分さえ、今さえよければ」という意識を打破するには天敵のヘビが必要だ、と私は経済同友会でも言い続けてきました。そのヘビはできれば若い夢を持ったファーストペンギンの出現か、機関投資家かアクティビストによる大きな仕掛けだと考えていましたが、残念なことに新型コロナウイルスがヘビだったということです。

(2) デジタル化への加速

この段階では日本人もさすがにデジタル化の遅れに気づきました。オンライン診療、遠隔教育、Web会議など世界では当たり前に進んでいることができていない、マイナンバーの普及率も20%止まり。10万円の給付にあまりにも時間がかかった、単純なグローバリズムが全てではなくサプライチェーンを見直さざるを得ない、こういうことに皆が気づき始めました。デジタル庁やDX（デジタルトランスフォーメーション）が急激に意識されたのも一種のコロナ効果と言えるでしょう。2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを菅首相が宣言しましたが、環境問題もしかりで、世界で起きているパラダイムシフトへの対応がようやく動き始めたようです。

4. 経済の数値化

(1) 株式時価総額

30年前の1989年には株式時価総額の世界上位10社中の7社を、

NTTを筆頭に銀行系などの日本企業が占めていました。それが2020年には世界的に見てもメーカーが姿を消し、10社中8社をプラットフォーム企業が占めることになりました。

コロナ前後の時価総額の動きを見ますと、金額の上下はありますが、いわゆる「GAFA + M」（Google・Apple・Facebook・Amazon. + Microsoft）の合計が4月に日本の東証一部全体の総計を上回りました。この間に電気自動車のTeslaがトヨタを、ZoomがIBMを抜きました。かつて「鉄は国家なり」と日本を支えた鉄鋼3社（日本製鉄・JFE・神戸製鋼）の時価総額合計は3兆円に届きませんし、当社を含む化学5社（MCHC・住友化学・三井化学・旭化成・東レ）の合計も5兆円までいきません。これに対してニトリはすでに3兆円をファーストリテイリング（ユニクロ）は7兆円をそれぞれ超えています。このことをどう考えていくかです。

(2) 「モノからコトへ」

（リアルとバーチャル）

時代は完全に「モノからコトへ」に移り、その先は行動変容を含めてウェルビーイング（ココロの波動）に変わっていくのではないのでしょうか。経済もトン・トンで量る重いものをベースとした富国強兵・殖産工業の形から、自動車のキログラムkgに変わり、そして半導体のミリグラムmg、医薬品のマイクログラムμgに、最後は「重さのない」サービスやバーチャルな世界に変わっていきます。

経済の大きさを複素数Zとして、 $[Z = a + bi]$ （モノ atom + コト bit・情報 internet / 無形 intangible）と表すと、新しい経済はリアルとバーチャルな部分をどのように融合させながらつくっていくのか、そしてその場合はサイバーフィジカルシステム（収集データのサイバー空間での定量解析 Cyber Physical System）がポイントになります。モノづくりで仕事のやり方を変えるのは当然として、モノ自体にサービスを付加するというデジタライゼーション（プロセス全体のデジタル化 Digitalization）することへの転換を

迫られているということだと思えます。

(3) GDP の限界

～求められる新しい尺度

これまでの経済はGDPを尺度としてきましたが、それでいいのかという議論が起きています。例えば、スマホには昔の大型コンピュータ以上の容量を持つ計算機、カメラ、ワープロ等の機能があり、ユーティリティ・効用ははるかに高まっているにも拘わらず、モノとしての価値(値段)は下がっています。GDPは「 $Z=a+bi$ 」のaの部分メインであり、今の時代はbの部分を足さないと全体形が測れないのではないか、という議論です。

リアルaをx軸に、バーチャルbをy軸に置くと $Z^2 = a^2 + b^2$ から、Zの大きさは算定できますが、GDP尺度ではバーチャル部分が十分に把握されないために消費者余剰と呼ばれる誤差が生じてしまいます。これまで、先進国を中心とした経済成長の鈍化(GDPの停滞)は、経済の「飽和」が理由とされてきましたが、実はGDPの数値がバーチャルの効用を経済学的にカウントしていないからだとも考えられます。

一方、GDPを大きくするための財政出動は債務を増やすことになり、モノだけに照準に合わせてきたことで「経済成長＝借金増大」というパラドックスに陥っているとも言えます。また、先進国ではウェルビーイング(幸福度や満足度)とGDPの大きさに相関が見られない現象もあり、バーチャルやゲームの効用をマネタイズした形で測り直さないと方向を誤ってしまうのではないかという気がします。

5. 持続可能性をめぐる現状

(1) CO₂ 排出量の推移

次に、持続可能性の観点から考えてみます。まず、「2050年ゼロエミッション」を掲げたCO₂ですが、その排出量は徐々に増え、人類は現在、毎年300億トン超を排出しています(日本は12～13億トン)。コロナによる経済的リセッション(景気後退)で今年のGDPは前年比4～5%マイナスになるとの予測がありますが、これほど産業活動が停滞しても、

CO₂の排出減はIEAの見通しで同7～8%に留まります。CO₂の排出は産業活動によるだけではなく、生物の呼吸そのものをはじめ広範にわたるからです。

2050年に大気中のCO₂濃度が450ppmであれば産業革命の頃に比べ、地球の気温は2℃上昇に抑えられるといえます。そのためには毎年の上昇を1ppm以内にしなければなりません、300億トンのCO₂排出は3～4ppm上昇に相当します。パリ協定の2030年削減目標まで排出量を毎年7%減、今のような経済的リセッションを続けなければならないという計算です。そうしないと2050年はゼロエミッションにならない、ということです。

(2) 革新的環境イノベーション戦略と長期的なイノベーションの必要性

CO₂はオゾン層を突き抜けないので排出されたCO₂は地球表面に滞留します。ですからCO₂の排出を減らすという「脱炭素」や「低炭素」ではなく、CO₂を元に戻すことを考えなければなりません。CO₂を地下に埋める技術CCS(Carbon dioxide Capture and Storage)やさらにそれを利用するCCUS(Carbon Capture, Utilization and Storage)といった炭素の回収・利用・貯留、あるいは水素と反応させ分離して戻す、こうしたイノベーションが必要です。温度が4℃上がれば島しょ国は水浸し、北極の氷は溶けてしまうわけですから、「2050年ゼロエミッション」のためにはこうした具体的な議論が欠かせません。

さらにゼロエミッションだけではなく、植物の光合成メカニズムを取り入れるなど「脱」とか「低」ではない「循環炭素化学」というコンセプトが必要だというのが私の主張です。

今年スタートした政府の「ムーンショット型研究開発制度」では、長期的に達成すべき7つの目標のうちの4番目に、2050年までに地球環境再生に向けた資源循環を実現、をあげています。グローバルアジェンダの真の解決に向けて長期的な戦略が必要な時代に来ていると思えます。

6. 企業価値の創造に向けた実践

(1) 会社の「心技体」は「MOS・MOT・MOE」

武道やスポーツの世界で言う「心技体」とまったく同じことが企業経営でも言えます。体・MOE(Management of Economics, Efficiency)は資本効率を上げ利益を追求する力です。長期間に集積した価値を期間ごとあるいは現時点をとらえて定量的に表現できます。技・MOT(M of Technology)はイノベーションを社会実装して革新的なモノやサービスを生み出す文字通り技能部分です。そして心・MOS(M of Sustainability)はCO₂を企業活動の中でどう減らすかです。単に寄付やメセナ・CSR活動を指すのではなく、企業活動そのものが社会のためになる、企業のアクティビティそのものがサステナビリティに関与する、ということです。女性の活躍や多様性もここに含まれます。

企業価値をこの3つに分解してXYZ軸とした場合、3つの軸によるベクトルが本当の企業価値だと考えられます。

(2) 「MOS」の実践

～「化学」の取り組み

「化学」は1950、60年代「公害」の別名でした。「3.11」の不幸な事故を含めて、国民の多くは化学に対して懐疑を抱いています。が、サイエンスがわかっているポリューション・ソース(Pollution Source)だからこそ、ソリューション・プロバイダー(Solution Provider)足り得るのではないかという強い思いもあります。

2007年に三菱ケミカルホールディングスは企業活動に3つのクライテリア(評価基準 criteria)を定め、その基準を満たさない新規事業や開発研究はやらないことを決めました。キーワードはサステナビリティ(環境・資源)、ヘルス(健康)に人間としてのコンフォート(快適性 comfort)を加えた3つです。

これまでに研究レベルから事業化開発に進めた事例としては、炭素繊維の複合材(自動車の車体を軽くすることでガソリン消費を少なくする)や消費電力を10分の1にするためのLED、有機ELや植物工場、

再生医療の分野などいろいろありますが、10 数年経過しても事業としては赤字が続いています。

一方で、2050 年には海水中のプラスチックごみと魚の総重量が同じになる、という衝撃的なレポートもあって海洋汚染が注目されてから、プラスチックを数年で元に戻す当社の技術に対して需要が急増している、ということもあります。サステナビリティの軸は特に長い目で見ることが大事であることを示していると思います。

(3) KAITEKI 経営の提言

当社は MOE・MOT・MOS の三次元によるベクトルで企業価値を評価する KAITEKI 経営を掲げています。サステナビリティの向上をめざす MOS 軸は MOE 軸と同様の定量化が難しいので、最終目標に対しての達成度を数値化するなどの工夫をしています。ウエルビーイングやコンフォートもいいですが、私はこの「KAITEKI = 快適」というコンセプトをトヨタの「カイゼン」やキッコーマンの「テリヤキ」と同じような世界語になればいいな、と考えています。

日本の国家価値とわれわれの方向性

(1) 国家価値と国民の意識

国家価値も企業価値と同じように三次元分析ができます。X 軸に GDP、Y 軸に AI などイノベーションの社会実装、そして Z 軸に人口減の中での労働力、教育、財政、環境・エネルギー、安全保障などのサステナビリティを置いて考えると解りやすいと思います。

日本 GDP はこの 30 年間停滞していますが、内閣府の世論調査では、「現在の生活に満足、まあ満足」が国民の 74%、若者では 86% を占めています。スイスの有力ビジネススクール IMD 発表の世界競争力ランキングで 2020 年に中国や韓国に抜かれ過去最低の 34 位になっても、国民はただただ満足している、という状況です。この体たらくにあって、「蛇 = コロナ」で最後のチャンスが来たと思っています。

(2) 令和日本の針路

「令和」の文字は「Beautiful Harmony」と英訳されますが、私は「令」は「律令の令」であって法律やルールを大切にする「Code Harmony」とも捉えられるのではないかと考えます。グローバルアジェンダが深刻化し、米中冷戦や理念対立が増す中で、日本はトラスト（信用・信頼 trust）をベースにした「Code Harmony」で世界の調整役

をめざすべきではないか、また、世界からもそのことが一番期待されていると思います。

(3) 再起に向けたエネルギー

「敗北した 30 年」から、われわれが「俊敏さ」をいかに取り戻しているか。総花主義・自前主義・横並び主義・似非グローバル主義・事なかれ主義・妬み嫉み…から訣別するには、時間はかかるかもしれませんが、ガッツと知的ハングリー精神を取り戻していくことが重要です。精神の強さを、集団ではなく、「個」で持つことが大事です。

日本人には「自他兼利済」を唱えた空海の時代から「絆」や「利他主義」に表わされる「不条理」に対応し得る力が備わっています。

「『非』条理」とは、私の勝手な造語ですが、条理を超えた演繹ではない非連続な状況に対してどう果敢に対応していくか、それがわれわれにとっての最大のポイントだと思っています。

最後に、私が議長を務める規制改革推進会議の主な取組と、「新型コロナ対応・民間臨時調査会」の報告をご紹介します。話を終わります。ご清聴ありがとうございました。

（文責 水野 誠一）

第333回監査セミナー

2020年11月27日

演 題：KAM と監査役

講 師：早稲田大学法学学術院教授 尾崎 安央氏



はじめに

金融商品取引法上の「監査報告書」の記載事項が変更され、KAM

（Key Audit Matters：米国では C（Critical）AM）の記載が創設された。適用対象は有価証券報告書の提出会社であるが、資本金 5 億円未満または売上高 10 億円未満で負債総額 200 億円未満の非上場会社は除かれる。2020 年 3 月期決算の監査から早期適用が可能とされ、2021 年 3 月期決算の監査からは全面適用される。KAM については多くの文献が公表されているが、①公益社団法人日本監査役協会「監査上の主要な検討事項（KAM）に関する Q&A 集」

（2020 年 6 月）、②日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」（2019 年 2 月）、日本公認会計士協会監査基準委員会研究報告 6 号「監査報告書に係る Q&A」（2019 年 7 月、2020 年 5 月改正）23 頁以下がある。本稿では、KAM とは何かの「復習」から始め、今回の監査報告書の改正のインパクト、「監査役等の責任」の項目が追加されたことなどにも触れたいと思う。

I KAM についての復習

1. KAMとは何か

2018 年改訂「監査基準」第四（報告基準）の二 2（2）において、監査報告書における記載項目として「監査上の主要な検討事項」が加わった。これが KAM である。そして、監査基準第四・七（監査上の主要な検討事項）が次のように規定された。

1 監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から特に注意を払った事項を決定した上で、その中からさらに、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定しなければならない。

2 監査人は、監査上の主要な検討事項として決定した事項について、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、監査上の主要な検討事項の内容、監査人が監査上の主要な検討事項であると決定した理由及び監査における監査人の対応を監査報告書に記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には記載しないものとする。

一方、2018 年改正の「監査証明府令」4 条 1 項 1 号ニ（監査報告書の記載事項）及び 5 項でも KAM が言及された。

4 条 1 項 1 号ニ

監査上の主要な検討事項（第 21 項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。）

4 条 5 項

第 1 項第 1 号ニに掲げる監査上の主要な検討事項（監査を実施した公認会計士又は監査法人が、当該監査の対象となった事業年度に係る財務諸表等の監査の過程で、監査役等と協議した事項のうち、監査及び会計の専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項について記載するものとする。

①財務諸表等において監査上の主要な検討事項に関連する開示が行われている場合には、当該開示が記載されている箇所

②監査上の主要な検討事項の内容

③監査上の主要な検討事項であると

決定した理由

④監査上の主要な検討事項に対する監査における対応」（下線…引用者）

要するに、KAM とは、金融商品取引法上の制度である。それが会社法にどのようなインパクトがあるのかもまた問題である。

2. 監査報告書の長文化（透明化）の議論

KAM 導入の端緒は、2016 年金融庁「会計監査の在り方懇談会」であり、会計監査の信頼性確保のためにということで、いくつかの提言がなされた。

監査法人について、ガバナンス・コード、独立性確保、監査人交代理由の開示、当局・審査会・協会のチェック機能の強化、不正リスク、公認会計士の力量向上、組織としての職業的懐疑心などが明示される一方で、会計監査の内容等に関する情報の充実として、「監査報告書の透明化等」が提言された。その背景にある現状認識は、監査報告書においては、適正性の表明以外の監査人の見解の記載は限定的であるというものである。英米の例では、「監査人が着目した虚偽表示リスクなど」を記載しているようであり、監査報告書改革が課題であるとされた。これ以外にも、企業（監査対象）自体の会計監査に関するガバナンスの強化、内部統制の実効性なども提言されている。

この提言を受けて、2017 年に金融庁は「監査報告書の透明化について」という文書を公表した。監査人が着目した「会計監査上のリスク等」の開示は監査報告書の情報価値を高めるという認識から、KAM の記載が求められ、それをもって企業と財務諸表利用者との対話の充実を促すこととされた。すなわち、監査計画の前提として、企業と監査人の意思疎通の充実が求められ、もって監査品質の向上が図られなければならないとされたのである。

監査報告書の記載等の見直しとして、記載順序の変更、継続企業の前提に関する事項、その他の記載事項への監査人の関与などが示された。

KAM 導入に至る外部的な背景事情として、ISA（International

Standards on Auditing）の特に 701 Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report が指摘される。KAM 制度を理解するには、ISA のレポート等を参照することが求められる。

3. KAM 選定の手続

(1) KAM の選択責任

KAM（監査上の主要な検討事項）は、上述したように、監査人の職業専門家としての判断事項である。しかし、その設定プロセスにおいて、KAM の選択に先立って、監査過程において監査役等と協議することが前提となる。もっとも、何を協議するのかは明記されておらず、その点を明確にすることが求められる。

(2) その協議事項から監査人自身が「特に重要」と判断すること

KAM の最終決定は、「監査の結果又は監査の実施過程を通じて入手した証拠に基づいて」監査人によって行われる。上述のように、監査役等との協議事項の内容も重要であるが、さらにその協議事項から監査人自身が「特に重要」と判断する、その基準と内容が重要である。もっとも、その点は必ずしも明確ではなく、「同業他社等との比較において重要であるかどうかを考慮する必要はない」などと公認会計士協会の研究報告 6 号には記載されている。

4. KAM の特質

(1) KAM の記載は、監査人の「監査意見」ではない

KAM は、監査人における監査の状況に関する情報を提供するもの、すなわち、監査人の監査プロセスと監査意見に到達した過程を明らかにすることにより、情報提供手段としての監査報告書の有用性を高めることを目的としている。それは、監査意見そのものではない。

(2) 監査役等との協議の内容に依存するものである

KAM の選定の前提に監査役等との協議が要求されている。実務上、会社法上の会計監査人は金融商品取引法上の監査証明を行う公認会計士・監査法人（「監査人」）と同一であるとされていることからすれば、会社法上の監査役等と会計監査人の

協議と読み替えることができる。

東京証券取引所有価証券上場規程438条1項（公認会計士等）

上場内国株券の発行者は、当該発行者の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任するものとする。

すなわち、会計監査人である監査法人（公認会計士）と監査役等の協議は既になされているのである。日本監査役協会の監査役監査基準においては、監査役と会計監査人の定期的会合や情報共有が求められており（日本監査役協会監査役監査基準47条参照）、その基準の文言は、2004年の同基準改正以後のことであるから、すでに実務上は15年以上の定期的会合がなされていると考えられる。そうであれば、公認会計士・監査法人と監査役等との定期的なコミュニケーションがとれているはずであり、金融商品取引法上のKAM選定に向けて監査役等と監査人との間に協議を要求したとしても、それは特段難しいことを求めているわけではない。

その協議は、監査人も監査役等とともに監査を行っていることが前提になるのであり、お互いにとっては、第一に、「共通認識の確認の場」であるといえる。そして、第二に、情報共有という意味では、「気づきの場」（知らないあるいは軽視していた論点を気づく場）でもあるといえる。そのような場としての協議においてKAM候補が浮き彫りになることがKAM選定過程に係る制度設計である。

(3) KAMは監査報告書における「監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項」の記載である

監査報告書のKAMに係る記載事項において、「当該事項に対する監査上の対応」の記載が要求されていることに注意が必要である。監査人がKAMに対してどのように対応したかが明らかにされる。

ところで、この「対応」とは何かが問題である。当該事項に対応する最適合の手続として採られたものの概要と結果（客観的記述）を記すものとされている（研究報告6号参

照）。当該事項に関する主要な見解が示されるが、それは監査意見ではない。むしろ、KAMが監査意見ではないことから、監査意見とならないような配慮が求められている。具体的には、経営者の重要な仮定等に対する監査人の評価の記述が例示されている。

5. カギとなる「KAMと判断した理由」

(1) 「特に重要」

監査役等との協議事項の中から監査人は最終的にKAMを選定する。そして、監査報告書にはKAMと判断した理由の開示が求められている。監査人は、まず、「監査リスクの高さ、経営者の重要な判断が含まれる程度や、財務諸表にとって重要な事象か否か、などを総合的に勘案して…特に重要」と考えなければならない。財務情報上のKAMの候補となりうる要素として、結合企業における「のれん」の評価や減損、子会社・関係会社株式等の評価、持分法投資の評価、評価関連として、特に無形資産の計上・評価・減損、引当金、収益関係として収益認識やいわば異常性、システム関係（ITなどを含む）、その期のトピックス的なもの、たとえばコロナ禍のインパクトなどが考えられる。この中で、見積りを伴う会計処理と減損は特に重要な要素となりうるものであり、近時では、このコロナ禍のもとでの評価基準や評価や見積りの妥当性や減損の要否が問題化する可能性がある。

(2) 「特に注意を払う」「特に注意を払った」

特に重要と判断する前提として、協議事項の中で「特に注意を払った事項」が注目される。報告書701号ではその点に関する言及があり、監査の実施基準における「リスク・アプローチ」が強調されていることや複雑性・経営者の重要な判断に関連することが多い領域における専門知識を有するメンバー配置の検討なども「注意を払う」べき事項となるといえよう。すでに述べた監査役等とのコミュニケーションの重要も改めて注意を払うべき事項とされている。

職業的専門家として特に注意を

払った事項、特に注意を払う可能性の高い事項については、監査人自身の監査計画段階で検討しなければならないのというまでもないが、監査役等とのコミュニケーションの対象事項となりうるものでもある。もとより、監査の結果や実施過程を通じて入手した証拠から「主要な検討事項」を決定することもあるが、財務諸表に明記されていない事項について「特に注意を払った事項」とする場合として、ITシステムが例示されているのは、注意を払う対象が決して狭くないことを示していると言えよう。

(3) 「特別な検討」が必要、「特別な監査上の検討」が必要

特に注意を払った事項の中で、特別な検討が必要な事項を意識される。それは、報告書701号で「特別な検討を必要とするリスク」とされるものであり、それは、「特別な監査上の検討が必要と監査人が判断したリスク」（監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」3項（3））に通じるものである。ここに、監査人のいわゆるリスク・アプローチが意識されるが、そのような検討を経てKAMが選定されるのである。

(4) KAMから落とされた「特に注意を払った事項」「特別な検討を必要とする事項」（KAM候補）

監査人がKAM候補としながら、KAMにならなかったものが存在するはずである。監査役等との協議の中でクローズアップされた事項でありながら、今期のKAMとされなかったことの理由は、KAMの事前協議の相手方であった監査役等にとっては重要な関心事とならなければならない。換言すると、KAMとはなかったが、監査人が注意を払い、また特別な検討をした事項は、監査役等にとっても重要な事項となると考えられるからである。監査役等にとって、KAMだけでなく、KAMに至るプロセスにおける「情報共有」が重要なのである。

(5) 企業におけるリスク及びリスク管理と監査人における監査リスク

A. 経営者サイドのリスク・アプローチ
2019年改正開示府令において、

「リスク情報」開示の充実が図られた。

第2号様式記載上の注意(31)事業等のリスク(有価証券報告書の様式である第3号様式記載上の注意(11)が準用)

a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下a及び(32)において「経営成績等」という。)の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク(連結会社の経営成績等の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。以下aにおいて同じ。)について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載すること。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載すること。(下線…引用者)

会社法においても、内部統制を整備(構築・運用)することが経営者の重要な任務とされている。株式会社の経営を託されているということは、当該会社の利益の最大化を図る経営をしなければならないということであり、財の効率的活用また会社の健全な経営などは経営者の法的「職務」であると考えられる。特にリスクマネジメントの重要性は現在の企業経営にとって不可欠であり、リスクが顕在化することは最大の非効率が生じることにつながる。そのような事態の発生を事前に回避すべく、リスクを極小化することが経営上重要な事項とならざるを得ない。内部統制の整備は、金融商品取引法が適用になる上場企業の経営者にとって必然の経営手法であり、その「職務」を善良な管理者の注意を尽くして遂行するうえでリスク管理は必須のことと考えられる。そして、そのリスク管理状況の開示が求めら

れるのもまた当然のことといえる。

監査役等にかかる取締役の「職務」執行を監査する職責を負っている。したがって、経営者による内部統制の整備状況をチェックするのは当然であり、「監査基準」に倣うならば、経営者の行動に対して職責上の懐疑心をもって監査しなければならない。すなわち、監査役監査もリスク重視の監査にならざるを得ないのである。

B. 会計監査人・監査人サイドのリスク・アプローチ

1990年代以降、「監査基準」はリスク・アプローチを強調してきた。現在も、監査基準上の実施基準には監査リスクの低減が重要なこととして明記されている。

監査基準第三(実施基準)一(基本原則)

1 監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、固有リスクと統制リスクを暫定的に評価して発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。

2 監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。

二(監査計画の策定)

1 監査人は、監査を効率的かつ効果的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。

会計監査人＝監査人にとって、監査役等との連携をもって、このリスクを最小にする協働体制の構築が求められると解される。

監査証明令4条8項8号(公認会計士・監査法人の責任)

監査役等と適切な連携を図ること

「監査基準」における「監査上の重要性」の判断は監査人サイドの責任であるとしても、その前提である「協議」の実効性を高める努力が必要であろう。監査役等の役割に期待される。

(6) KAMの決定

上述のように、KAMは、監査役等と協議を行った事項の中から監査

人によって決定される。最終判断は監査人の責任であるが、監査役等とのコミュニケーションの重要性は変わらないことを改めて強調しておきたい。

6. KAM記載のインパクト

(1) 情報利用者にとっての受け止め方

KAM記載の趣旨は、上述のように、開示情報利用者(投資家等)に監査人の活動を知らしめることにあり、財務情報の理解度・信頼性を高めることに資する点にある。しかし、かりにKAMに記載された事項が当該企業のリスクに関わるものであり、それがネガティブ度の高いものであれば、投資家たちは、監査人が注意した・注目したという意味を過度に受け止めるおそれがない。情報利用者の受け止め方は、実務上、重要な関心事になる可能性がある。たとえば、KAMに訴訟等の係争事案のリスク度が記載された場合などである。もっとも、この点はむしろ経営者の重要情報に係る開示義務の問題ともいえ、会社の開示義務が生じていないならば、KAMがあったことで情報が初めて開示されることはおかしい。

(2) 未公開情報との関連

KAMは未公開情報を開示させる制度ではない。しかし、上述のように、未公開情報を含む場合がありうる。この点で、守秘義務との抵触が問題となりうる。正当事由がない限り守秘する義務があることは、公認会計士法も(27条)、監査基準も(第二8)同様に明示されている。実務上の関心は正当事由が何かであるが、監査報告書に記載する前に、経営者に開示を促すか、監査役等と協議することが勧奨されている。

701号A36項

監査報告書において企業に関する未公表情報を提供することを決定する前に、監査人は経営者に追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と狭義を行うことが適切である

ここでも、監査役等の役割が期待されているのである。

Ⅱ 監査報告書記載事項の変更に おける監査役等の責任の記載

後半は、今回の改正で案外見落とされているのではないかと、監査役等の責任の記載について触れておく。

1. 監査報告書の経営者責任

従前の監査人による監査報告書（中間・四半期も）における「経営者の責任」の区分は「経営者の責任」であったが、それが「経営者及び監査役等の責任」に拡張された（改正監査証明令4条1号へ・2号ホ・3号ホ）。監査役等が明示的な名宛人になったのである。

2. 財務報告の過程に対する監視責任

監査役に財務報告の過程に対する監視責任が明示された（改正監査証明令4条7項2号（監査役等の責任）。14項2号、19項2号も）。ここにいる「財務報告」については、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（内部統制府令）に定義がある（2条1号）。

財務諸表（連結財務諸表（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下この条において「開示府令」という。）第1条第21号に規定する連結財務諸表をいう。第五条第三項において同じ。）を含む。以下この号において同じ。）及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告をいう

要するに、連結だけでなく、単体も対象となるのであり、監査役等の責任が金融商品取引法上の省令に特に明示されたことは注意しなければならない。なお、財務報告に係る内部統制とは会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制をいうと定義されている（内部統制府令2条2号（財務報告に係る内部統制））。

3. 監査役等の活動

(1) 財務報告に係る過程に対する監視責任

上記のように、監査役等は、金融商品取引法上、財務報告の信頼性確保に係る義務があることが明らかにされた。しかし、従来からも、金融

商品取引法の遵守は取締役らの「任務」「職務」であるとすれば、その職務遂行に対する業務監査は監査役等の「任務」「職務」であって、特段責任が拡張されたわけではない。いずれにしても、金融商品取引法遵守についての業務監査がありうるということである。

(2) 会計監査人の職務遂行に関する事項

現行の会社法上、会計監査人の職務遂行状況は、監査役等の重要な監査対象である（会社計算規則127条4号、128条2項2号、128条の2第1項2号、129条1項2号、131条）。上述のように、会計監査人と監査人が同一である実務を前提にすると、会計監査人の職務遂行体制は監査人の職務遂行体制と同じ内容になるはずである。したがって、現行の会社法上、監査役等は、すでに金融商品取引法に関連して監査法人・公認会計士の「会計監査」を監査しているともいえる。そのように考えると、監査役等にとって、会計監査人＝監査法人との継続的なコミュニケーションが重要であることは理解できる。そして、監査役等は、会計監査人＝監査人に関して、経営者（サイド）とも密接にコミュニケーションをとることもまた、重要な「職務」となっていると解されるのである。

おわりに

1. KAMとの関係において

監査役等は、第一に、監査人＝会計監査人がKAMを決定するための協議に関わらなければならない。両者にとって、認識を共有し、監査上の重要な事項に気づくこともありうるのである。したがって、KAMのための協議だけでなく、むしろ、日常的に監査人＝会計監査人との連携を密にしなければならないのである。すなわち、その日常的な「協議」（KAMだけにとどまらず）や継続的なコミュニケーションの充実度が、監査法人（公認会計士）にとっても、監査役等にとっても、重要なのである。第二に、監査役監査もまた、リスクを重視したアプローチにならざるを得ないということである。第三に、監査上のリスクを重

視したアプローチでは、会社の内部統制が重要であり、その整備の重要性がいっそう高まるのである。第四に、特に、KAMの協議からは、経営サイドに積極的な情報開示を勧めるべき場合もありうることも注意しておかなければならない。もっとも、未公開情報の開示等については、慎重な協議が必要となるのはいうまでもない。

2. 監査役金融商品取引法上の責任について

監査役等は、金融商品取引法との関係では、第一に、すでに金融商品取引法に関連した業務監査を行っているということである。そのような理解からは、財務報告に係る監視責任については、単に明文化されたにすぎないとも解されるが、そのような自覚を持ってこなかった監査役等にとっては、改めて自らの職責を再認識する必要がある。第二に、KAMは金融商品取引法上の制度であるが、株主総会の場において、KAM関連の質問がありうるということが予想され、さらに金融商品取引法関連の質問もありうると思われる。監査役等にとっても、それに関連した監査について答える義務が生じると思われる。

将来の課題であるが、会社法上の監査報告にKAM関連の記載をすることになるかもしれない。たとえば、KAMとして指摘する事項が会社のリスクと関連するのであれば、その情報が「重要情報」であるならば、監査役等にとっても、経営者の善管注意義務の観点からの適法性監査として業務監査対象となりうるのである。

またKAMが監査人の監査プロセスの透明化を図ろうという動きの一環であることからすれば、監査役等の監査プロセスの透明化や、監査報告の長文化（結論だけでなくその結論に至る過程や結論に理由の説明など）といった議論につながる可能性も否定できない。現時点では、KAMは会社法制度ではないが、その会社法へのインパクトにも注目しておく必要がある。

（本要旨は講師尾崎安央先生からご寄稿いただきました）

演 題：天皇制の存続と天皇家の継承 ～中世史の視点から～

講 師：東京大学史料編纂所教授 本郷 恵子氏

私は普段は手書きの古文書を活字に起こして史料集を編纂する「史料編纂所」という研究所で仕事をしていますが、平成から令和への天皇継承にいささか関わってきました(注：有識者会議で天皇退位後の称号を「上皇」とすることを提言)ので、今日はその辺も含めてお話したいと思います。「立皇嗣の礼」によりコロナ禍で中断していた天皇のお代替わりの行事はひとまず終了しましたが、さまざまな問題は残されたままです。

はじめに 平成から令和へ ～現在の天皇家のかかえる問題～

少子高齢化は日本全体の問題ですが、それが集約的に現れているのが天皇家だと思います。近代の皇室典範では天皇の「退位」は想定されておらず、崩御を以て天皇の交代が行われることが想定されていました。今回のような天皇の生前退位のご意向で、懸念されたのは「院政」という二重権威への危惧でした。院政にはネガティブなイメージがつきまってきました。本来は天皇が実権を握るべきところを、引退した院が背後から操るといったイメージがありました。

今回のお代替わりでそんな心配は生じていませんが、「退位」は特例法で定められたのみで、一般化はされていません。令和天皇のご年齢(還暦前後)からも、高齢化の問題は解決していないと思われます。

「立皇嗣の礼」が行われましたが、天皇の継承は兄弟によるものになるのでしょうか。

男性皇族の数が少ないことで、女性皇族の活用を考えるべきだとして女性宮家の問題が提起され、更には女系宮家?を検討すべきという人もいます。一方で男系維持のための旧宮家の復活?といった主張をする人もいます。いずれにせよ多くの課題が残されたままになっているのです。

これまで女性天皇の例はありません

が、女系天皇の例はありません。父の血をひく未婚の女性天皇は、退位後は結婚せず「非婚の女帝」となっています。また母のみが皇室の血をひくという女系天皇の例はありません。

1. 天皇の地位と天皇家

7世紀においては、まだ天皇の地位は未確立で、天皇と有力貴族層とは競合状態にありました。この時代には天皇家内部での婚姻が行われ、天皇に多くの子供がいて天皇位をめぐる抗争がありました。政治的に不安定な時期には天皇位が空白または、次の天皇の年齢が若い場合には中継ぎの女性天皇が生まれました。

有名なのは持統天皇(在位 690～697)でしょう。天智天皇の皇女で天武天皇(叔父)の皇后でしたが、息子草壁皇子が夭折したため、孫の軽皇子(後の文武天皇＝在位 697～707)が成長するまでの間、皇位につきまします。持統は政治的な成果も挙げましたが、血統的にはあくまで中継ぎです。女性が天皇として権力を持つことと、血統の上で中継ぎであることとは別の問題です。

8世紀には天皇の地位、天皇と貴族層との関係が安定に向かいます。文武天皇以来、藤原氏出身の女子が皇后となるシステムが固定化してきて、藤原氏主導の権力闘争が展開されるようになります。文武が崩御したとき首皇子は幼少のため、首皇子の母で草壁王子の妃の元明天皇(在位 707～715)が皇位につきまします。皇后でない女性皇族の初めての即位です。ついで首皇子の姉の元正天皇(在位 715～724)が、弟に引き継ぐための即位をします。元正は非婚の皇女となります。

聖武天皇(在位 724～749)の代以降、藤原北家(兼家・道長・頼通)が台頭して摂関家としての地位が確立されました。天皇の外戚(外祖父)として政権を掌握する摂関政治が始まります。



2. 中世の幕開けと院政の開始

(1) 摂関政治からの脱却

治暦4年(1068年)後冷泉天皇が崩御し、後三条天皇が践祚しますが、実に170年ぶりの摂関家出身の母を持たない天皇が誕生したわけです。慈円『愚管抄』には「大(おおい)なる変わりめ」と書かれています。

これまでの摂関政治では、摂政・関白が政治を掌握し、後宮を管理してきました。天皇はやんごとなき「幽玄の堺」(『愚管抄』)にいる存在でした。摂関政治が成り立っていた背景には、摂関家の男子が長命で多くの子女に恵まれたのに対して、天皇の寿命が比較的短いという条件がありました。しかし摂関家も頼通の時代になると子供が少なくなり娘を天皇家に送り込めなくなります。頼通としては残念だったでしょうが、後三条の登場によって天皇が政治を主導し、天皇家の血統・天皇位の継承についても主導権を発揮する時代が到来します。

(2) 後三条天皇の政策

後三条天皇の政策として大きいのは延久元年(1069年)の荘園整理令で、記録荘園券契所(記録所)を設置したこと。荘園設立に関わる文書を提出させ審査する、この文書を審査するというのが新しいわけ。荘園公領制といわれますが、荘園とは大寺社・有力貴族等が不輸権(納税の免除)を獲得した所領で、公領とは国衙(諸国の統治機構＝今の県庁)の支配下にある所領です。所領には耕作地以外も含まれ13世紀初頭までには所領の囲い込みが完了し、全国が荘園と公領に分割つくされてしまいます。

もう一つは宣旨升の制定、つまり度量衡の統一によって徴税体制の整

備を図ったことです。清涼殿の庭で天皇自ら升に砂を入れて量るということをして、「かかるまさなきことは、いかに目のくるるやうにこそみれ」と幽玄な存在に慣れた人からは批判されますが、実践的な新たな施政者像であるとみることができます。主役が天皇になったわけです。

荘園公領制の成立によって中世の土地制度・生産体制が出来上がり、中世の幕開けとなりました。

(3) 院政の開始 ～後三条天皇から白河院へ～

延久4年(1072年)12月、後三条は白河天皇(母は藤原能信養女茂子)に譲位しますが、本命の実仁親王(まだ2歳、母は源基子)を皇太弟につけます。白河は中継ぎで、さらにその次まで後継者を指名することで、摂関家の血統からの脱却をはかります。院が天皇の後見になることで天皇家が自立できるというわけです。

譲位によって計画的な皇位継承が可能になります。これは平成から令和への場合にも当てはまります。計画的な譲位によって年号の制定にも時間をかけることができるのです。しかし延久5年(1073年)5月に後三条は崩御、院政の意志の有無は不明のままでした。本命だったはずの実仁親王は応徳2年(1085年)15歳で薨去、応徳3年に白河天皇が実子善仁親王に譲位して堀河天皇が践祚されます。父後三条の継承プランを否定して、白河自身の血統への継承を行いました。

ここに白河院政が開始されます。長命だったので、堀川・鳥羽・崇徳の3代43年間にわたり思い通りの後継を決めて院政を敷きました。

3. 白河院の時代

(1) 中世の幕開け

中世の開幕は、政治制度としての院政と、生産体制としての荘園公領制の成立が指標となります。一方で社会が活性化し、武士の中央政界への進出が始まり、荘園間の対立や宗教界をからめての争いが続き内乱の時代になります。そして平氏政権から鎌倉幕府へと武家政権が成立することになります。

(2) 院政の仕組み

天皇の下には「太政官」～公卿である大臣・大中納言・参議と、弁官局(史)・少納言局(外記)という事務局(今の官僚)があり、院の下には「院庁」～貴族である別当・判官代と主典代という事務局があります。

天皇～政官という回路は政務と儀礼が一体となった極めて煩雑な方法でスピード感に欠けますが、院～院庁という回路は、院の主導による、より実務的で速やかな政治判断ができるものでした。これにより古代以来の政治制度や儀礼を温存しつつ、政治に新たな回路を開くことができました。

文書の実例を見ていただきます(写真省略・以下同様)。保延4年(1138年)の鳥羽院下(下し)文です。それぞれ草名・花押を記した多数の院司名が列挙されています。もう一つは長承2年(1133年)鳥羽上皇院宣で、もっと簡便に院と側近だけで作成・発行しています。

中世の院政は社会の活性化に適合的な政治方式ですが、その背景には院政の主催者(治天の君)の長寿、エネルギーさと、天皇の短命、摂関家における継承の不全があります。保守的な貴族は、院が人事権を独占し、好悪に任せて権力をふるい、旧来の秩序を破ったと批判しましたが、言い換えれば旧来の家柄にとらわれず人材を登用することであり、貴族社会の再編が進みます。

権力の独占・専政により、活性化した社会に適合する速やかで決然とした政治判断が可能となります。

ただし、院政は皇位継承のための方便として始まったために、政治制度としての理念・構想が示されることはありませんでした。結果的に中世以後の時代の変化に柔軟に適合する制度となりましたが、近世の名分論・近代天皇制のもとでは天皇中心という観点から、院政にはネガティブな評価が与えられることになりました。

(3) 院政と天皇家の構造

院権力の根拠は、息子や孫である天皇に対する父権にもとづきます。摂関政治の母系から父系、父権による直系継承となりました。また天皇・院が自由に女性を選べるようにな

り、その結果多くの子女が生まれます。その中で、とくに大事な子供には、宣下という手続きをとって親王・内親王とし、後継者以外の男子は出家させる(法親王)、女子は非婚(女院)ということで正式な子女の紋り込みがなされます。

直系継承を混乱させる要素を排除して、天皇位をめぐる抗争の可能性を摘むために、天皇にならない男子には政治上の役割は与えず、宗教界で活躍して朝廷を側面から支援するようにしました。「天皇家」の規模を調節し、拡大と混乱を抑えることで継承を守ることができました。

(4) 生きのびる天皇制

院と天皇の並立体制で天皇の権威は相対化されますが、政治運営に院と天皇という二つの回路を開くことで、天皇による太政官政治・儀礼の世界を温存できました。今回のお代替わりではさまざまな儀式が行われましたが、こうした儀式は前近代を通して維持されてきたのです。

武家政権の成立以後、天皇・朝廷は困難にさらされ続けました。天皇の権威は下落し幕府に保護・管理される存在になりながらも、この時代を柔軟・強靱に生きのびるための基盤を「院政」が準備したといえます。

天皇制の伝統といわれるものは、実際には多くの変化を経験しており、更新をくりかえしてきました。126代にわたる存続と継承の本質は何か?といえ、変化するけれども、本来のスタイルを忘れない、ということになるでしょう。

4. 天皇と儀礼・先例・伝統

(1) 有職故実の時空を超える

天皇・朝廷に関わる儀礼・作法を有職故実(ゆうそくこじつ)と呼びます。先例を収集・参照し、現場の状況にあわせて調整・実施するものです。平成天皇の退位のときに、直近の先例として参照されたのは、202年前の光格天皇(在位1780～1817年)の譲位でした。

私は「有職故実の時空を超える」と説明しております。幕末にも平安時代の事例をチェックするなど、はるか昔のさまざまな先例を、相互に全く等価なものとして縦横に比較・参照・更新して、これを繰り返した

がら、伝統として継承してきたのです。

(2) 戦後の大嘗祭～現代社会における伝統儀礼～

大嘗祭は新天皇による収穫儀礼です（普段の年の儀礼は新嘗祭）。新穀を神に供え、神とともに食べ、豊穰と国家安寧を祈ります。宗教的な性格を持つ儀式のため、国事行為にはできず、公的行事として実施されました。

平成の天皇の大嘗祭は、政教分離原則の観点からの反対運動・過激派等によるテロが警戒され、大嘗宮建設中は東御苑休園・防護テントで覆うという状態でした。今回は建設の様子を見学可能で説明パネルも設置されました。

大嘗宮は本来自然素材をそのまま用いて10日で完成するような簡素な建物だったのですが、これを現代に再現しようとする、逆に多額の経費が必要になるという矛盾があります。多額の公費支出には国民の理解を求める必要があり、秋篠宮による簡素化の提言もありました。本気で簡素化するためには儀式の本質の再検討・全体の再デザインが必要になります。いま考えておくべきなのかもしれません。

(3) 危機と天皇儀礼

2019年の祝賀御列の儀（パレード）は、国民に即位を披露して祝福を受ける、国民と天皇のコミュニケーションの機会でしたが、台風19号の激甚な被害に配慮して10月22日から11月10日に延期されました。こうした国家・国民の危機と天皇儀礼との関係をふり返ってみましょう。

前近代には危機のときこそ朝廷行事を行うべきだという考えがありま

した。

寛喜2年（1230年）～3年には全国的な天候不順・大飢饉が発生し、大量の餓死者が出ました。鎌倉幕府の対応は、過差（分不相応の贅沢）の禁止・出挙米の放出・人身売買の免許という適切なものでしたが、朝廷の対応は、伊勢神宮への公卿勅使派遣でした。800人余の行列で、経路となる近江・伊勢両国に一国平均役賦課、神宝作成の経費を諸国司に賦課というもので、災害で疲弊した民衆に臨時の課税を行ったのです。これは「天皇と神の間に特別の回路が存在」するという考えによるもので、民衆の願いをすくい上げて神につなぐという意識からの行動です。

戦時中にも同様な考えから1942年12月に昭和天皇が戦勝祈願のため、お召列車で伊勢神宮に参拝するということが行われました。ミッドウェイ海戦での大敗以降の不利な戦況を好転させるための祈願で、東條首相も同行しました。列車には簡易シェルターを備え、高射機関砲と弾薬を搭載しました。

天皇儀礼と国家・国民との関係、優先順位等について、代替わり儀礼の済んだ今だからこそ、考えておかねばなりません。

おわりに 家族としての天皇家

歌舞伎や華道家元などにも世襲はありますが、長子継承に限定するようなことはありません。いまや天皇位だけが厳密な意味での世襲を継続しています。

平成天皇が中学生の頃、英作文の「将来、何になりたいかを書きなさい」という課題で「I shall be the Emperor」（私は必ず天皇になります）と書かれ、後に「普通の日本人

だった経験がないので、何になりたいと考えたことは一度もありません。皇室以外の道を選べるといったことはありません」と言われました。生まれた時からのこうした覚悟がないと天皇という大変な役割を引き受けることはできないでしょう。

天皇家は継承者の確保と一族の規模の管理・調整という矛盾する課題をかかえているわけです。昔だったら、本人の意志とは無関係な政略結婚・側室・養子・出家・非婚といった血統戦略をとることができますが、現在では極めて困難です。

単婚小家族という、誰もが結婚し、家庭を持てるようになった現代社会の家族モデルは、一方で小さな血縁グループ内部で、家族の維持と再生産が完結している閉鎖的ともいえるモデルです。上皇家は、お手許で子供を養育し皇太子妃がキッチンに立つという、まさに単婚小家族の理想的なモデルファミリーだったといえます。

いまやこうした家族モデルの再定義と継承方法の再考が必要になっています。継続は力なりといいますが、天皇も継続してはいますが、再生産ができなくなっています。しかし、天皇や天皇制について、これまで日本人は武家政治の時代にも、第二次世界大戦の敗戦時にもキチンと考えたことがありませんでした。

天皇になる方は、生まれた時から決まっているということが望ましいのですが、そのためにはどうすればよいのか、難しい問題ではありますが、もうほとんど余裕はありません。いまこそ真剣に考えなければならぬ時であると思います。

（文責 城戸崎 雅崇）

木本洋一元副会長のご逝去を悼む

木本洋一様は、令和2年11月13日にご逝去されました。（享年72歳）

平成25年から平成30年の間理事を務め、その間、副会長、一般部会長、生涯学習部会長を歴任し、総務・広報関係でも貢献されました。写友会委員長としては、熱心にその運営に携わり、合同展の委員も務めて、ひと味違った作品を出品されていました。飾らない気さくな人柄で、積極的に当会の活動に貢献して皆さまから愛され、信頼されておりました。当会に対してのご尽力に心より感謝いたします。ご冥福をお祈りいたします。

（元副会長 元生涯学習部会長 元写友会委員長 川村知重）

大倉集古館

新型コロナウイルス感染が急拡大してきたので、実施日の3日前に臨時の研修見学会委員会を開催し、実施可否を再検討した結果、改めて参加者に感染防止対策等を連絡し、実施することに決定した。当初申込みから2名の辞退者があったが、22名の参加で実施した。

今回見学する「大倉集古館」は、わが国初の私立美術館として1917年に大倉喜八郎氏により設立された。現在、国宝3件、重要文化財13件、重要美術品44件など計2500件余を収蔵しており、その建物は1998年に国の登録有形文化財となっており、今回5年余に及ぶ増改築工事を経て、2019年秋にリニューアルオープンしている。

一同は、まず正面玄関脇の大倉喜八郎氏の銅像前で記念撮影をし、受付手前で検温、手指消毒をした後、会議室に案内され、同館の学芸部長と学芸員から施設の概要と今回の特別展について詳しく説明を受けた。当初は2班に分かれ、それぞれに学芸員の方がついて説明してくれる予定であったが、これでは密になってしまうので、当方から見学前に詳しく説明を受ける方式に変更をお願いした。

大倉喜八郎氏は1837年に新潟県に生まれ、17歳の時江戸に出た後、1872年に欧米の経済事情視察に出かけた。帰国後、大倉組商會を設立、また土木建設事業にも進出し、鹿鳴館、帝国ホテル、日銀などの建設を手掛け、これが後の大成建設につながっている。その後も多方面に事業を展開し、大倉財閥を築き上げた。また、1900年に大倉商業学校（現東京経済大学）を設立し、教育、文化、福祉にも貢献した。大倉集古館は1917年に設立されたが、1923年の関東大震災で建物と多くの収蔵品を焼失した。しかし、直ちに復興に着手し、中国風古典様式で鉄筋コンクリート造りの陳列館を建築し、1928年に再び開館した。その息子の喜七郎氏は、戦前帝国ホテルの社長を務め、戦後はホテルオークラを設立した。多くの音楽家・画家・作家を支援しながら、横山大観の「夜桜」、国宝の隨身庭騎絵巻、同じく古今和歌集序などの優れた古美術品を収蔵

した。同館は常設展を行っておらず、今回は、特別展「海を渡った古伊万里」～ウィーン、ロースドルフ城の悲劇～を見学した。オーストリア、ウィーン郊外にたたずむロースドルフ城には、日本の古伊万里を中心とした陶磁器が多数収蔵され、かつてそれらは調度品として場内を美しく飾っていた。ところが、第二次世界大戦中に旧ソ連軍により、その大半が粉々に破壊されてしまった。城主であるピアッツィ家は、破壊された陶片を捨てずに集め、城の一室にインスタレーションし、平和への祈りを込めて一般公開した。

地下1階の会議室での約50分の説明を終え、参加者は思い思いに1階、2階の展示室に向かった。1階は日本の有田焼の流れを示す展示で、佐賀県立九州陶磁文化館の所蔵品が中心であった。展示品は年代順に、「日本磁器の誕生、そして発展」、「世界を魅了した古伊万里」、「ウィーン万国博覧会と有田焼」という構成で並べられており、日本の磁器の歴史が解るようになっていた。日本での磁器の生産は、江戸時代初期1610年代に肥前国（現佐賀県）有田で始まり、周辺に広がっていった。有田だけでなく長崎県波佐見など広域で焼かれた陶器は、出荷港である伊万里港の名をとって「伊万里焼」と呼ばれるようになり、今日では江戸時代の伊万里焼は「古伊万里」の名で親しまれている。明治以降は陸送に代わり産地ごとに「伊万里焼」「有田焼」と名称が細分化していった。日本が世界に誇る磁器の魅力とその変遷を堪能できた。2階は、海を渡った古伊万里の悲劇「ウィーン、ロースドルフ城」がテーマの展示である。ロースドルフ城のコレクションは日本の古伊万里や明治有田、そして中国・景德鎮窯や、ドイツ・マイセン、オーストリア・アウガルテンなど様々のものがあつたことが解る。展示品の構成は、「ロースドル



大倉喜八郎の銅像前で



修復後の古伊万里

フ城の陶磁器コレクション」、「ロースドルフ城の悲劇」、「破壊から再生へ」となっており、完品や破片を含む陶器コレクション、陶磁器修復家 藤山浩司氏により修復された作品が展示されていた。修復は完全修復、部分修復があり、見事なものであった。見学に当たっては、学芸員の方も同行下さり、質問に答えている姿も見られた。実際の見学時間は約1時間で最後に会議室に集まり、参加者の質問に学芸部長、学芸員の方に答えていただき、予定通り2時間で終了した。

コロナウイルス感染急拡大の中での開催であったが、参加いただいた方は、磁器の美しさ、修復技術の見事さを堪能していただけたものと信じ、こうした状況下でも研修見学会を開催して良かったと改めて思った次第である。（勝沼 健一）

【お詫びと訂正】

12月号掲載の「旧三河島汚水処分場ポンプ場施設」の写真3枚は、東京都水道局 HP からの転載ではなく、研修見学会委員が撮影したものでした。お詫びして訂正いたします。

（会報委員長 水野 誠一）

生涯学習部会コーナー



句遊会

十一月詠草

兼題…菊人形、金目鯛、当季雑詠

菊人形水は血潮や精気たつ

佐藤 政百

菊人形太く黒々直実と

石原 克己

止まぬ雨菊人形の睨み合ひ

安井 正浩

金目鯛煮付け目をむく伊豆の宿

森 邦彦

草原も空も我がもの赤とんぼ

中山 知祐

散り敷きて命短し金木犀

城戸崎雅崇

踊り子や紅さす宿の夕時雨

大仲 正敏

ツバメの巣そのままにして歳を越す

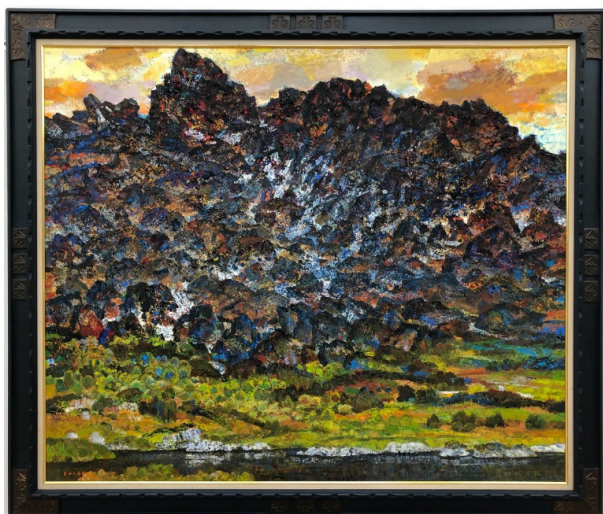
川田 勝美

桐一葉孫に言はずに済みしこと

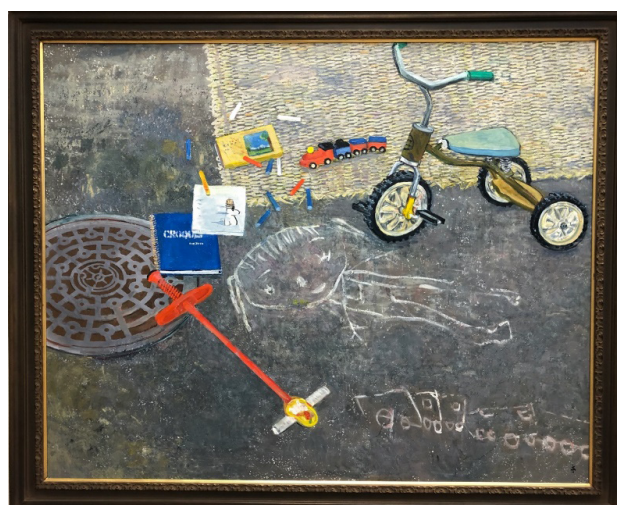
眞田 宗興

画友会

2020年10月30日～11月22日、国立新美術館で「第7回日展」が開催され画友会講師の松田茂先生（日展会員・洋画部門審査員）と画友会メンバーの藤井真之さんの作品が展示されました。（城戸崎 雅崇）



「黒い巖山」
松田 茂先生



「道の辺」
藤井 真之

事務局通信



◆行事報告

委員会

第180回理事会

11月12日(木)10:00～12:00 事務局 1
オンライン 16

会報委員会

11月16日(月)10:00～12:30 文京区民センター 6

広報委員会

11月10日(火)14:00～17:00 事務局 2
オンライン 5

◇一般部会

第561回研修見学会

11月26日(木)14:00～16:00 大倉集古館 22

第772回講演会

11月24日(火)14:00～16:00 日比谷図書文化館 37
オンライン 28

講師 東京大学史料編纂所教授 本郷恵子氏

演題 天皇制の存続と天皇家の継承
～中世史の視点から～

◇監査部会

第333回監査セミナー

11月27日(金)13:00～15:00 日比谷図書文化館 33
オンライン 28

講師 早稲田大学法学学術院教授 尾崎安央氏

演題 監査役とKAM

20年度第4回監査基礎講座

11月18日(水)14:00～17:00 文京シビックセンター 16
オンライン 27

講師 システムインテグレート(株)

監査役 眞田宗興氏

テーマ 監査役事件簿

～監査役は事件にどう立ち向かったか～

20年度第3回会計基礎講座

11月20日(金)14:00～17:00 文京シビックセンター 13
(特B定期: 1名含む)

講師 (株)ABC店舗常勤監査役 石北俊彦氏

テーマ 税務会計と税務申告

第242回監査実務研究会

11月30日(月)14:00～17:00 文京シビックセンター 18
オンライン 42

(特B定期: 2名含む)

講師(ゲスト) 日本航空(株)社外監査役 岡田譲治氏

コーディネータ 元日本オキシラン(株)

常勤監査役 板垣隆夫氏

出席者

テーマ 監査役制度を考える

～監査役が経営の監視役として機能するために

第90回監査技術ゼミ

11月10日(火)14:00～17:00 文京シビックセンター 17
オンライン 26

(特B定期: 2名含む)

講師 (株)バリュークリエイイト代表取締役 三富正博氏

テーマ 「見えない資産」の監査役等監査への活用

～某社の事例を取り上げて～

◇生涯学習部会

写友会 例会

11月6日(金)13:30～17:00 文京シビックセンター 17
オンライン 2

句遊会 例会

11月4日(水)13:00～15:00 菱友会会議室 7

画友会 例会

11月2日(月)13:00～17:00 文京シビックアトリエ 8

楽友会 例会

11月30日(月) オンライン 19

棋友会 例会

11月17日(火)13:00～17:00 東京六甲クラブ 7
大会

11月23日(月)12:00～17:00 文京区民センター 中止

◇同好会

楽器演奏同好会

11月21日(土)12:45～15:00 吉野町市民プラザ 9

エッセイクラブ

11月19日(木)11:15～13:40 如水会館 8

ウォーキング同好会

11月28日(土)9:30～ 井の頭公園 10

◆会員・会友異動

(新入会員)

○竹村 登 昭和リース(株) 常勤監査役

紹介: 神保卓哉氏

(会友退会)

○木本洋一 元本州化学工業(株) 2020.11.13逝去

○紀伊康弘 元王子コンテナ(株)

会 員	会 友	計
201	152	353

2020.11月末現在

編集後記

☆昨年初めからのコロナ感染症対応で当会行事の中止や見直しが続いたため、会報委員会も危機にふさわしい会員会友向けの情報発信が求められ続けました。☆幸い講師に予定されていた方々などからこの時期にふさわしい投稿をいただき、各部会からも行事を工夫して行った結果を届けていただきました。これらにより、会報もこの危機を前向きにとらえた形で続けることができたと思います。☆これはコロナ危機を逆手にとって新たに手に入れた会報の可能性とも言え、今後も発展させたいと考えています。(中山祐伸)